

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第259号

今回のテーマ「(特定技能)自動車運送業分野特定技能協議会」について

自動車運送業分野特定技能協議会の加入受付が開始されています。
詳しくは国土交通省 HP をご覧ください。



ホーム > 政策・仕事 > 物流・自動車 > 自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについて

自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについて

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、中・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした、在留資格「特定技能」が創設され、自動車運送業分野においては、特定技能1号について受入れが可能な分野として定められています。

特定技能協議会

自動車運送業分野特定技能協議会の加入受付を開始しました。（2025年1月17日）

加入をご希望の際は規約及び運営規程をご確認の上、
受入事業者（特定技能所属機関）の方は【第1号様式】、
登録支援機関の方は【第2号様式】の各フォームよりご申請ください。

<★各種届出フォームURLはこちらです↓>

- ・【第1号様式】自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書（特定技能所属機関）
- ・【第2号様式】自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書（登録支援機関）

国土省 HP
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html

[第1号様式]自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書（特定技能所属機関）

特定技能所属機関が、自動車運送業分野特定技能協議会規約第10条第1項に規定する届出（加入届）を行うためのフォームです。
 ※フォーム入力後、入力いただいたメールアドレス宛に入力内容が記載されたメールが自動発信されます。
 ※届出内容の確認ができましたら、担当者様メールアドレス宛に協議会構成員資格証明書を送付いたします。
 ※登録支援機関の加入届は別のフォーム（第2号様式）となりますのでご注意ください。

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の資格です

メールアドレス*

メールアドレス

届出日*

記入例) 2024年12月1日

日付

yyyy/mm/dd

[第2号様式]自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書（登録支援機関）

登録支援機関が、自動車運送業分野特定技能協議会規約第10条第1項に規定する届出（加入届）を行うためのフォームです。
 ※受託元となる特定技能所属機関から自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書により確認を終えた日以後、本届出を受理いたします。
 ※フォーム入力後、入力いただいたメールアドレス宛に入力内容が記載されたメールが自動発信されます。
 ※届出内容の確認ができましたら、担当者様メールアドレス宛に協議会構成員資格証明書を送付いたします。
 ※特定技能所属機関の加入届は別のフォーム（第1号様式）となりますのでご注意ください。

Google にログインすると作業内容を保存できます。詳細

* 必須の資格です

メールアドレス*

メールアドレス

届出日*

記入例) 2024年12月1日

日付